

古川俊治議員の質問に対し、山井厚労政務官 答弁

○古川俊治君 では、医療法のことについてちょっと伺いますけれども、山井政務官でも結構でございますけれども、今、医療法による、例えばいわゆる四疾患五事業の事業目標、それから医療連携体制に関する事項、医療連携における医療機能に関する情報の提供を定めなければならないとしている規定を、地方は廃止又は例示化、大枠化すべきだという分権委員会の勧告があるんですね。これは夏までに直すんですか。

○大臣政務官（山井和則君） 古川委員にお答えを申し上げます。

地域主権改革の実現に向けては厚生労働省としてもその取組を推進していく所存であります。古川委員も御存じのように、医療については全国どの地域でも一定水準以上の医療が受けられる体制を整備していくことが重要と考えております。

今お示しになりました三つの点、例えば救急医療、周産期医療等にかかわる目標、医療提供体制等、そして地域医療支援病院等の整備目標、その他医療体制の確保に関する必要な事項については廃止又は例示化というふうに勧告をされておりますけれども、厚生労働省としては、医療計画に定める事項のうち、地域医療支援病院等の整備目標については一定程度の整備が進んでいること、また、その他医療提供体制の確保に関し必要な事項については、現行規定においても都道府県の自主性、裁量性に配慮した規定であることから、第三次勧告のとおり例示化するものとしたものであります。

また他方、第三次勧告のうち、救急医療、周産期医療等にかかわる整備、医療提供体制等については、救急、周産期の患者受入れ等が問題となる中で、全国どの地域でも一定水準以上の医療を受けられるように国を挙げて救急医療、周産期医療等の医療提供体制の再建に取り組む必要があるから義務付けを存置とすることとしております。

○古川俊治君 それは夏までに見直さないということですか。

○大臣政務官（山井和則君） まさに今これ国会で審議もしているわけですし、この後、地域主権戦略会議でも議論がなされるというふうに承知をしております。

○古川俊治君 夏までにやるんでしょうか、やらないんでしょうか、明確にお答えください。やる予定に入っていないという理解でよろしいですか。

○大臣政務官（山井和則君） 原口大臣も先ほど答弁をされましたが、これから総務省そして政府を挙げて、このことについては地方分権、地域主権の推進のために取り組んでまいりたいと考えております。

○古川俊治君 先ほどの答弁と違うんですけれども。先ほど大臣はやるというふうにおっしゃいましたから。

山井政務官にお聞きしますけれども、都道府県が作成している医療計画ってどういうものか、政務官は当然熟知されていると思うんですね。その中のこの四疾患五事業なんですけれども、例えば医療連携体制に関する事項についてはどのように計画されているか御存じですか。

○大臣政務官（山井和則君） 医療連携体制については、その体制をきっちりと整備していくというふうに規定されていると承知しております。

○古川俊治君 ここに埼玉県医療計画があるんですよ。これに、連携体制について定められている計画ってここに載っているのは、このポンチ絵がかいてあるだけなんですよ、どこから取ってきたのか知りませんが。これはそれだけです、ぽっとかいてあって。内容はほとんど何もないです、これは。これ一冊読んで分かりますけれども、はっきり言って内容なんてほとんど実質的なものは何も書いていないですね、この中を見ただけで。

事業目標といったって全国のを勘案して書いていますから、ほとんど個別のところ意味がないんですね。患者さんが実際見ても、自分がどういうふうになればいいのか、全くなっていません。これは私、埼玉県の例で今、地元なんで、ありましたからお示ししましたけれども、ほかの都道府県はもっとひどいところもあります、正直言うと。

これ、そもそもこういう規定を作って、やって、実態がこういうものだという事をお考えになったことはありますか。

○大臣政務官（山井和則君） 古川委員にお答えを申し上げます。

御存じのように、今、医療崩壊等非常に深刻な問題が起こっております。その中で私たち厚生労働省としては、政府を挙げて地域主権を進めていくという中で、基本的に従えるものは地方自治体に任せていく、しかし、どうしても国が挙げて医療崩壊の防止や医療の再建、そういうものについて取り組んでいかねばならないものに関しては厚生労働省としてこれからも取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

○古川俊治君 ただポンチ絵を挙げて、そこに入っている医療機関の名前を出していただくだけで、それで本当に地域医療の崩壊を防げるのかとお聞きしているんですよ。

○大臣政務官（山井和則君） そのことに関しましては、今まで本当に医療崩壊、医師不足が深刻化してまいりました。その中で、どこまでをこれから国が責任を持ってやっていくのか、また都道府県にどこまで任せばいいのか、また市町村はどういう取組をするのか、そういうことについてはこれからも総務省や政府を挙げて、地域戦略会議の中でもしっかりと議論をしてまいりたいというふうに考えております。

何よりも、やはり医療崩壊、医師不足対策というものに対する国民の不安というのは非常に高くなっておりますから、その辺りについては、地域主権のこととやはりバランスを取りながら、国のナショナルミニマムの整備ということをしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○古川俊治君 地域のことは地域がまさにやった方がいいというのは当然のことなんです。特に医療なんかは、その地域の住民がどうかという事情が全く国では把握できないはずですから、その地域で進めるべきです。

これは例えば、今、地域支援病院はもう整備されたところもあるからという話でしたけれども、それだったら、例えば、がんであればがん拠点病院ですとか、周産期母子医療センター、周産期であればですね、そういうところだって整備ができているところはあるはずなんです。そしたら、そこはもうやらなくたっていいじゃないですか。どうして差を求めるんですか、そこに。

○大臣政務官（山井和則君） 古川委員にお答えを申し上げます。

確かに、都道府県で整備が進んでいるところもあります。しかし、残念ながら一方では整備が進んでいないところもございます。ですから、私たちも、オール・オア・ナッシングですべて国がやるべきとかすべて地方自治体に任せていいという議論をしているわけではなくて、やっぱりある一定以上のレベル、国民が周産期医療や救急医療、小児医療をしっかりと受けていける、そういうふうなところをどこまでを都道府県に任せられるのか、また国が今リーダーシップを取るべきところはどこなのか、そのことについて今真摯に議論をしているところでございます。

○古川俊治君 今後ますます進めていただきたいと思うんですけれどもね。

特別養護老人ホームのこれも居室の大きさの基準あるいは居室面積の基準、それから人員の基準なんですけれども、これについても地方からかなり強い要望が出ておりますが、夏までにこれも変えていただけますか、原口大臣。

○国務大臣（原口一博君） 私は今、古川委員は本質的な御指摘をされていると思います。つまり、中央政府で何でもかんでも最低の基準を作っているというけれども本当に見切れているのか、それは実質、その住民、サービスを受ける市民の側から見ると一体どうなのかということだと思います。

今委員の御指摘についても、夏の地域主権戦略大綱の中にしっかりと書き込みたいと考えています。

○古川俊治君 実際、その地域でちょっと例えば一人急にスタッフ、職員が急病になっちゃった、倒れちゃったら、もうそこで退所させなきゃいけないということになっちゃうんですね。それはもう非常に不合理であるし、保育所も一応地域では全部待機児童がないように見えても、実は一番近くの保育所ではなくて大変遠いところに割り当てられているというような場合も多々あるんですね。私自身も何回も経験しました、そういうことを。ですから、やっぱり地域のことは、地域のニーズというのは一番地域が分かっているわけですから、是非それで進めていただきたい。大変有り難いお言葉だと思っています。

最後に、地方議会の議員数についてちょっと伺いたいんですが、大臣は地方議会の議員もやられたという話ですから。

今回、上限撤廃という話なんです。ところが、上限というのは余り現実味なくて、今どこの自治体でも削減削

減という話なんですよ。私は、むしろ地方議員の下限というのはどうなんだろうという気がいたしまして、河村たかし名古屋市長は市議会の二月の定例会に、市議会議員の数を現在の七十五人から三十八人にする、そういう案を提出したと報道されているんですね。議会改革というのは議会が自ら進めるべきであって、監視を受けるべき立場である行政府からこうした提案をするというのはいかがなものかと私は思うんですが、その良しあしはさておいて、住民の意思をくみ上げる機能あるいは行政を監視する機能ということで地方議会議員の最低の人数というのは考えなくていいんでしょうか。お考えをお述べください。

○国務大臣（原口一博君） 私は今、委員と同じ問題意識を持っていると思います。だからといって、今回の法案は自由度を高めただけでございますから、あくまでその地方の議員数をお決めになるのは地方の皆さんであります。

その上でお答えをすると、議員は少なければ少ないほどいいんだという考え方はある意味極端だと思います。自らの政治に参加する権利、あるいは行政をチェックするための機能、地方議会には大変大きな機能もございませう。そういった機能の中でバランスの取れた定数というものを決めいただくのが望ましいと、私はそのように考えています。

○古川俊治君 現に半数という提案もなされるようなので、その点は省庁としてもしっかりと、何かの委員会でも立てるなりして御審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。